

## 登別市委託業務共同企業体運用基準

### 第1 目的

この運用基準は、市が発注する委託業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 共同企業体の運営形態

共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

### 第3 対象業務

共同企業体に発注することができる委託業務は、市長が業務の規模、性格等に照らし共同企業体による施行が必要であると認めた業務とする。ただし、単体で委託業務を施行することができる業者がいると認められるときには、混合による入札ができるものとする。

### 第4 構成員数

共同企業体の構成員数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特別に認めるときは5者までとすることができる。

### 第5 構成員の組合せ

共同企業体の構成員の組合せは、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 第6の構成員の資格を満たす者による組合せであること。
- (2) 登別市内に主たる事務所を有する者を含む組合せであること。
- (3) 他の共同企業体の構成員を含まない組合せであること。

### 第6 構成員の資格

共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- (2) その他市長が必要として定めた要件

### 第7 出資比率

共同企業体の構成員の出資比率については、次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上
- (3) 4者の場合 15パーセント以上
- (4) 5者の場合 10パーセント以上

### 第8 代表者要件

共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

### 第9 結成方法

第6の要件を満たす者による自主結成とする。

### 第10 周知等

市長は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするとき、又は共同企業体を結成して入札等に参加することを認めるときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項並びに入札等に関する事項を告示及び市ホームページ等で周知するものとする。

### 第11 資格申請

入札に参加しようとする共同企業体は、告示及び市ホームページ等で指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体参加資格認定申請書（様式第1号）
- (2) 共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認めたもの

#### 第12 資格認定

市長は、第11の規定による資格申請について、当該入札等に対応した参加資格審査を行うものとする。

#### 第13 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この運用基準は、平成23年8月17日から施行する。

様式 略